

ベッコウタケ を見つけたら ご連絡ください！



草刈・刈込・剪定などの作業中に発見したら、
各土木事務所の街路樹維持担当者まで
お知らせください。

●ベッコウタケの特徴

根株に**オレンジ色のキノコ**(子実体)をだします。

6-8月にキノコを発生させます。

根株の内部から腐らせますが、水分吸収のための細根はあるので、**倒れるまで葉は茂ったまま**です。

そのため、**木の見た目は健全でも**、キノコを出している時点で、根株内部は**かなり腐っています**。また、表面のキノコだけを取り除いても内部でどんどん腐っているので何の効果もありません。

●恐ろしいベッコウタケの倒木被害！

どんなに腐っていても葉を落とさないなので、大風が吹くと、葉が風をまともに受けてしまいます。なおかつ、木が立っている状態で一番大切な根際が腐っているため、**大きな木が根ごと倒れて、大きな被害**をおこします。

●ベッコウタケに気を付けたい樹種

ユリノキ、サクラ、ケヤキといった横浜市によく見られる大きな木が被害にあっています。

そのほか、プラタナス、エンジュ、シダレヤナギ、ポプラ類、ニセアカシアにも出ます。



オレンジ色のキノコが
ベッコウタケ(幼菌)です



オレンジ色のキノコが
ベッコウタケ(子実体)です

●その他、気をつけたいキノコ



コフキササルノコシカケ
(コフキタケ) (子実体)



マンネンタケ (子実体)

●維持業務委託における報告の義務について

受託者は作業中、異常に気が付いた場合は、速やかに担当職員に連絡しなければなりません。

(参考) 根拠条文

街路樹維持業務委託共通仕様書

第1章 総則 第1節 一般事項 第8条 (街路樹の異常発見時の報告)

受託者は、作業中に街路樹の枯れや病虫害の発生などの異常に気付いた場合は、速やかに担当職員へ連絡すること。

第4章 剪定・刈り込み 第33条 (基本的考え方)

10 樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、幹や根元の大きな腐朽・空洞(うろ)、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、担当職員に速やかに報告すること。

○異常がなくても週報で報告を!

受託者は週報を提出することになっています。週報の様式には実施区間と異常報告欄があります。その週に実施した範囲で**異常がなければ、異常報告欄の異常なし欄にチェック**を入れて報告してください。

(参考) 根拠条文

街路樹維持業務委託共通仕様書

第1章 総則 第1節 一般事項 第14条 (現場の工程管理)

4 受託者は業務の週報を担当職員に提出するものとする。(以下、略)

街路樹維持業務委託仕様書 横浜市道路局 平成26年1月改定 (平成26年4月適用)

3 担当職員に提出する週報(街路樹維持業務委託共通仕様書第14条4号)の様式は、横浜市道路局施設課 Web ページの「街路樹維持業務委託関係資料」掲載の様式を参照してください。